

松岡五兄弟

松岡静雄

第45話



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

柳田國男・松岡家記念館の資料たち①

井上通泰宛柳田國男書簡

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

められています。写真を見ると、書簡の前半だけ行間が詰まっているように見えます。これは、追伸を本文の行間に書いているためです。

きましよう。(内容を理解しやすくするために、言葉を補ったり、わかりにくい言葉を言い換えています)

さて、この書簡の書き出しは「去二十一日播州へ参り、本日、漸く帰り来り候」となっています。末尾に「十月卅一(注・三十一)日」という日付が書かれていることから、10月21日に播磨に行き、31日に帰宅した後に筆をとったようです。書簡には年代が書かれておらず、また、封筒の消印もかすれて読み取れず、この書簡だけでは年代を特定することはできません。ただ、『定本・柳田國男集』別巻第五の「年譜」を見てみると、大正15年(1926)の同時期に、妻の孝とともに辻川に墓参りしたことが書かれており、このときに出された書簡であると判断することが出来ます。

去る二十一日に播州に行き、本日(三十一日)ようやく(東京に)帰ってきました。今回は孝とともに、北条・生野などの墓にも参り、それぞれ寺の僧に(墓の)世話を頼んでおきました。故郷の山の秋の景色を見るのは四十年ぶりのことで、とても懐かしい気持ちになりました。

以下、書簡の本文を見てい

また、行間に書かれた追伸には、大阪で輝夫(映丘)に会い、輝夫が主催している新興大和絵展覧会に行ったこと、播磨の鉄道で、龍野の医師で

三宅なる人物に会ったことが記されています。

書簡には、北条と生野の墓にも行ったとあります。北条には、松岡兄弟の母・たけの実家である尾芝家の墓が、生野には祖父・真継陶庵の墓があります。辻川、つまり松岡家の墓参りについては言及されていませんが、これは当初からの予定で、通泰も承知していたために、いちいち報告しなかったのでしょう。

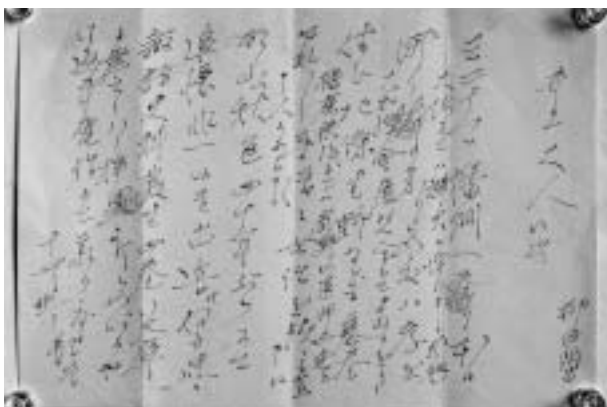
ところで、書簡の中で國男は殊更に秋の景色について触れています。先の年譜を見る限り、國男はこれ以前にも何度か辻川を訪れています。が、季節はいずれも秋ではありませんでした。最後に秋の辻川を見たのは、おそらく三木家に預けられていた明治18年(1885)のころ。当時の山は、今よりもっと広葉樹が多く、秋になれば色鮮やかな紅葉に包まれていたのでしょう。40年ぶりの故郷の秋の風景を見て、國男の脳裏には幼いころにこの地で遊んだ記憶がよみがえったのではないのでしょうか。

書簡資料は、書き手の行動や当時の心情を知ることのできる、重要な資料です。今回紹介した書簡以外にも、柳田國男は家族や兄弟、知人に宛てて、多くの書簡を残しています。うち、家族に宛てた絵はがきや、南方熊楠に宛てた書簡などについては、書籍としてまとめられています。松岡家の兄弟間で交わされた書簡については、まだ調査が進んでいませんが、今後、書簡の調査を通じて、松岡五兄弟に関する新たな発見があるかもしれません。

辻川山のふもとにある、福崎町立柳田國男・松岡家記念館。皆さんも一度は訪れたことがあるのではないのでしょうか。1階ロビーと2階の展示室にはいつも、さまざまな資料が展示されています。いずれも、柳田國男や松岡兄弟、松岡家の事跡を知るための貴重な資料たちです。

これらの資料は、記念館の人たちによって大切に管理され、特別展や企画展にあわせて展示の入れ替えが行われています。このため、よく展示されている資料もあれば、めったに展示されない資料もあります。今回は、記念館にある資料の中から、柳田國男が兄・井上通泰に宛てた書簡(手紙)を紹介しましょう。

また、行間に書かれた追伸には、大阪で輝夫(映丘)に会い、輝夫が主催している新興大和絵展覧会に行ったこと、播磨の鉄道で、龍野の医師で



井上通泰宛柳田國男書簡 (柳田國男・松岡家記念館蔵)

生活科学 センター だより

インターネットでの
チケット転売に関する
トラブルが増えています

来年「東京オリンピック・
パラリンピック競技大会」が
開催予定で、今後、チケット
に関するトラブルが増加する
恐れがあります。そこで、イ
ンターネットでのチケット転
売に関する相談事例を紹介し
ます。

〔事例〕

人気アーティストのコンサ
ートチケットを、インターネ
ットで検索した。検索画面の
トップに出ていたので公式販
売サイトだと思い、2枚で10
万円は高いと思ったがクレジ
ットで決済した。

公式サイトを確認すると、
1枚9000円だったことが
わかり、転売サイトで購入し
たことに気づいた。解約につ
いては、「キャンセル不可」

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



と記載があった。高すぎるの
で解約できないか。

〔処理〕

チケット転売サイトは、イ
ンターネット上で売りたい人
と買いたい人を仲介するサイ
トのことで、このようなサイ
トを巡って多くのトラブルが
報告されています。転売サイ
トで購入した場合は、サイ
ト内の利用規約に従うことにな
るため、チケットを売りたい
人が価格を決めて出品するの
で、高額だということだけでは解
約は難しいことを伝えました。
また、今年6月から「チケ
ット不正転売禁止法」がスタ
ートし、チケットの種類によ
っては、不正な転売をする人
やそれを購入した人も罪に問
われることになるので、チケ
ット購入の際は注意するよう
助言しました。

〔アドバイス〕

全国の消費生活センターに
は、インターネット上のチケ
ット転売に関する相談が多数
寄せられています。昨年度は
2067件と前年度の2・5
倍近くに達しています。具体
的には、公式チケット販売サ
イトと勘違いをし、高額な料
金を支払ってしまった、代金
を支払ったがチケットが手元
に届かないなどのケースが報
告されています。

チケットを購入する際は次
のことに気を付けましょう

○公式チケット販売サイトで
買いましょう。

余ったチケットを売ったり、
転売チケットを買ったりする
ときは、興行主や興行主から
許可をえた正規（公式）のリ
セラーサイトを利用しましよ
う。

チケットが定価で売り買い
できるだけでなく、公演が中
止になったときには払い戻し
などの補償もきちんと受けら
れます。

○チケットの価格や手数料や
送料、キャンセルに関する
ルールをよく確かめて購入
しましょう

○チケットの転売条件に関す
る情報を確認しましょう
コンサートやイベントによ

っては、チケットの転売を規
約で禁止しており、転売され
たチケットでは会場に入れな
いことがあります。

■チケット不正転売禁止法

この法律では、①チケット
を興行主の同意がないまま不
正な転売をしてはならない。
②不正転売を目的としてチケ
ットを買ったり譲り受けたり
してはならない。という2点
が定められています。

この法律が適用される「チ
ケット（特定興行入場券）」
とは、日時・場所が指定され

たものであること、興行主の
同意のない有償での譲渡を禁
止していること、販売時に氏
名や連絡先を確認する措置が
講じられていることが条件と
なっています。

消費生活の相談や問い合
わせ、苦情は、神崎郡消
費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時

(月曜日は休館日)

くらしのゼミナール

ねりきりから作る 和菓子教室

～日本の伝統食を学ぼう～



上生菓子の材料となるねりきりづくりのコツを学び
ます。自分で一から作った和菓子の味は格別ですよ。

日時 11月17日(日) 13:30～16:00

場所 生活科学センター調理室

講師 長浜恒久さん(元和菓子職人)

参加費 1,000円(材料費)

定員 15人(先着順)

受付 10月31日(木)～11月14日(木)

※エプロン・手拭きタオル・持ち帰り容器を持参

申込先 生活科学センター(☎22-4977 月曜定休)

お知らせ

介護用品購入費助成 布団クリーニング助成

在宅介護を支援し、介護負担の軽減を図る目的で費用の助成をします。

| | 介護用品購入費 | 布団クリーニング |
|--------|--|--|
| 対象者 | 福崎町に在宅の次の人 ①要介護4以上の人 ②福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者 | 福崎町に在宅の次の人 ①要介護3以上の人 ②福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者 |
| 申請できる方 | 上記対象者本人、もしくは同居またはそれに準じる状態で対象者を介護している人 | |
| 助成額 | 年間18,000円まで | 年間6,000円まで |
| | ○平成31年4月1日～令和2年3月31日に支払った費用が対象です ※入院中または入所中に購入した介護用品、使用した布団は対象外です | |
| 申請方法 | 申請書に必要事項を記入し、領収書(宛名、品目の記載があるもの)もしくは内容の分かるレシートを添付してください | 申請書に必要事項を記入し、宛名の書かれた領収書を添付してください |
| | ○申請書は役場にありますが ○申請には印鑑が必要です | |
| 提出期間 | 令和2年4月10日(金)まで | |

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係 (内線364)

交通事故などで 国民健康保険 病院にかかるときは届け出を

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、被保険者証を使って治療を受けることができます。ただし、その場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え、後から加害者に請求します。

■届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届
- ・事故発生状況報告書
- ・同意書
- ・誓約書
- ・交通事故証明書(コピー)
- ・保険証・印鑑・本人確認書類(免許証等)

■国保が使えなくなる場合があります

届け出前に加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合があるので注意が必要です。

示談をする場合は、事前に国保医療係に連絡し、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係 (内線355)

国民年金

産前産後期間の保険料が免除となります

■免除期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む)

※産前産後の免除期間は保険料を納付したものと扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます

■対象者 国民年金第1号被保険者

■届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能

■届出先 住民生活課 国民年金担当 ※住民登録している市区町村の国民年金窓口が届出先

■添付書類 ○出産前に届出の提出をする場合…母子手帳(出産予定日を確認)

○出産後に届出の提出をする場合…不要

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

日本年金機構ホームページから届出用紙や記入方法をダウンロードすることができます。

◎ホームページアドレス <http://www.nenkin.go.jp/>

問い合わせ先 住民生活課 (内線371) / 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 (自動音声案内)



農地のQ&A

Q 自分の所有している農地に農業用倉庫を建てたいのですが、許可が要りますか。

A 所有農地の保全または利用増進のための施設例えば、耕作のための道路、用排水路等に転用する場合や、農業用倉庫、温室、畜舎等、農業経営上必要な施設で、転用する面積が200㎡未満の場合は、事前に農業委員会に届出をすれば、許可は要しないこととなります。

しかし、所有者以外の第三者が転用したり、農業用倉庫等の転用面積が200㎡以上の場合は、許可が必要となります。

なお、農用地区域内の農地（農振農用地）の場合は、農業用倉庫であっても転用はできません。他に適所がなく、やむを得ずその土地に農業用倉庫を建てる場合は、農業用施設用地に「用途変更」する手続きが必要になりますので、詳細は農林振興課の農業振興地域制度担当にお問い合わせください。

(注意)

適法な手続きを行わずに農業用倉庫等を建築することは、「無断転用」になります。無断転用は、農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事により工事の中止、原状回復などを命じられることもありま

す。また、農地法違反に対し罰則の規定もありますので、農業用施設等を建てられる前には必ず農業委員会にご相談ください。

問い合わせ先
福崎町農業委員会
農林振興課内
(内線315)

もっと！知ってほしいもち麦のこと



もち麦の生産者の勉強会（9月2日）

特産もち麦を栽培しているもち麦生産組合が勉強会を開催し、25人が参加しました。勉強会では、姫路農業改良普及センターの担当普及員等が講師となり、収穫量向上のための雑草対策について学びました。生産者は、11月の播種までに行う作業内容を確認しあうなど、活発な意見交換も行いました。

今後も、勉強会を通じて、生産者の生産性向上や経営の安定化を図っていきます。



土地取引の届出をお忘れなく！

10月は土地月間

■公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度

県や町などが都市の発展と整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。土地を譲り渡そうとする場合には、町に届け出なければなりません。届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までにしてください。また、地方公共団体等に対して、土地の買取りを希望される場合には、「申出」することができます。

- | | | |
|----------|----------------------------|----------|
| 届出が必要な面積 | ・都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 | 200㎡以上 |
| | ・上記以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内の土地 | 5,000㎡以上 |
| 申出ができる面積 | ・都市計画区域内の土地 | 100㎡以上 |
| | ・都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 | 200㎡以上 |

■国土利用計画法にもとづく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を経由して県知事に届け出なければなりません。

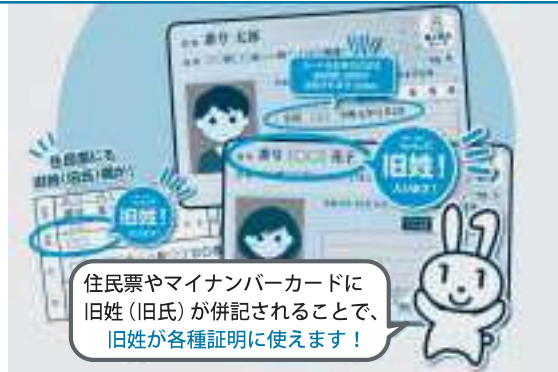
- | | | |
|----------|-----------------|-----------|
| 届出が必要な面積 | ・市街化区域 | 2,000㎡以上 |
| | ・市街化区域以外の都市計画区域 | 5,000㎡以上 |
| | ・都市計画区域以外の区域 | 10,000㎡以上 |

問い合わせ先 県都市政策課土地対策室 ☎078-341-7711 (内線4739) / まちづくり課 (内線336)

11月5日から 住民票等に 旧姓（旧氏）が併記できます

本人からの申し出により、住民票、個人番号カード、印鑑登録証明書に旧姓が併記できるようになります。

申請の受付も11月5日からとなりますので、希望する人は住民生活課までお問い合わせください。



【旧姓併記】便利なこと

- 各種契約や銀行口座の名義に旧姓が使われている場面で、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。
- 旧姓の印鑑でも印鑑登録が可能になります。
- 申請した旧姓は、他市町に引っ越しても引き継がれます。

【旧姓併記】不便なこと

- 旧姓併記の申請をすると、現在の氏と旧姓が必ず表示されます。一方のみを選んで表示することはできません。
- 登録した旧姓を変更したり辞めたいときは、その都度申請が必要となります。
- 申請時に現在の氏と旧姓がわかる戸籍謄本が必要です。住所地と本籍地が同一市区町村であっても、戸籍謄本等の添付を省略することはできません。

問い合わせ先 住民生活課（内線375・376・377）

水道メーター取替えのお知らせ

福崎町では、計量法に基づき、有効期限を迎える水道メーターを毎年交換しています。期間中、福崎町指定給水装置工事事業者が対象となるご家庭を訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

対象地区 長目、中島、西光寺、八反田、吉田

作業期間 10月15日（火）～29日（火）

問い合わせ先 上下水道課（内線383、384）

10月1日から 「こうふく苑」使用料変更のお知らせ

消費税の増税に伴い、10月1日から、通夜・告別式の使用料が変わります。なお、火葬料及び改葬料は従来通りで変更ありません。

| 使用区分 | | 9月30日まで | 10月1日から |
|----------------|-----|---------|---------|
| 死亡者が関係市町住民 | 通夜 | 20,000円 | 20,370円 |
| | 告別式 | 10,000円 | 10,180円 |
| 死亡者が関係市町住民以外の者 | 通夜 | 60,000円 | 61,110円 |
| | 告別式 | 30,000円 | 30,550円 |

※関係市町とは姫路市香寺町及び福崎町です

問い合わせ先 住民生活課（内線372・373）

ご利用ください「本人通知制度」

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

■福崎町で登録できる人

- 福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
- 福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- 本人通知制度事前登録申出書
 - ※代理人が申出する場合は委任状が必要です。
 - ※申出書・委任状は窓口にあります（ホームページにも掲載しています）。

○本人確認書類

- ※顔写真つきのものは1点…免許証、個人番号カード、パスポート、障害者手帳など
- ※顔写真がないものは2点…保険証、医療証、学生証、年金手帳など「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

住民生活課 町民窓口係（内線375・376）

地域安全・交通事故防止 神崎郡民大会

日時 10月19日(土) 13:30～

場所 エルデホール

内容 ①式典

②アトラクション「兵庫県警察音楽隊」

(福崎防犯協会・福崎警察署・住民生活課)



神戸医療福祉大学 こうふくフェスタ 第20回播彩祭 ~Coming of age ceremony~

日時 10月26日(土) 10:10～20:00

10月27日(日) 10:10～19:00

内容 播彩マルシェ、ステージ企画、模擬店、
福祉物産店、キッズコーナー など

芸能公演

26日(土)

13:00～13:30 お笑いライブ

出演：女と男&コウテイ

27日(日)

13:30～14:00 アーティストライブ

出演：Re:complex

14:30～15:00 お笑いライブ

出演：祇園&ラニーノーズ

問い合わせ先 播彩祭実行委員会 ☎22-6940

老人芸能慰安会を開催しました

9月3日、文化センターで「老人芸能慰安会」を開催しました。

出演者は、曲芸の豊来家板里さん、落語の桂花団治さん、歌謡ショーの藤みえこさんでした。



豊来家板里さんの曲芸では、傘や升、茶碗などを使った芸にひやひやの連続で盛り上がり、桂花団治さんの落語では、笑いと呼びのお話の中でみんなで狂言の台詞を発声し、会場は笑いの渦となりました。最後をしめくくるのは、藤みえこさんの歌謡ショー。楽しいお人柄と美しい歌声に魅せられ、また慰安会のために用意してくださった懐かしのメドレーでは観客も一緒に歌い、会場は大いに盛り上がりました。

老人芸能慰安会をとおして、みなさんに楽しいひとときを過ごしていただく事ができました。

(健康福祉課)

食育通信

～給食センターの取り組み～

給食センターでは町内の認定こども園、小学校、中学校に給食を提供しています。

学校では、給食を「生きた教材」として、健康的に過ごすため

のよい食べ方やマナー、協力の大切さや感謝の心を育む食育が進められています。そのためセンターでは、「旬な食材を」「いろんな味で」経験できる献立作りを心がけています。

福崎町産野菜や県産食材を多く使用した「ふるさと献立」をはじめ、1月の給食週間では世界の料理や郷土料理を提供しています。また、お月見やクリスマスなどの行事食も取り入れています。



食の楽しさを感じ、自分の心と体の健康を考へながら食べることができるようになってほしいと願い、取り

組んでいます。地域の方向けの試食会も計画していますので、給食に興味がある方はぜひご参加ください。

秋季全国火災予防運動

11月9日(土)～15日(金)

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

近年、たき火・野焼き等を原因とした火災が増えています。火災を防ぐには次のことに注意してください。

- 風の強い日には、たき火・野焼きをしない
- 少しずつ小分けにして燃やす



- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 終わるまでは、その場を離れない
- 煙や灰などがご近所の迷惑にならないように、配慮する

(姫路市中播消防署予防係 ☎23-0119)

女性のための チャレンジ相談会開催

何かを始めたい、でも不安や悩みがある。そんな女性を対象にチャレンジ相談会を開催します。夢や目標がすでにある人も、これから見つけた人も、経験豊かな女性相談員が、あなたのライフプランに沿ったアドバイスをします。

秘密は厳守します。安心してご相談ください。

日 時 11月8日(金)

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～

※各1人ずつ50分【予約制・先着順】

場 所 サルビア会館 1階会議室

相 談 員 山脇洋子さん

(2級キャリア・コンサルティング技能士、
キャリアコンサルタント)

相談費用 無料

申込方法 10月28日(月)までに電話、FAX、
メールまたは社会教育課窓口にてお申し込み
ください。

申し込み・問い合わせ先

社会教育課(内線256) FAX:22-0630

e-mail:syakai@town.fukusaki.lg.jp



中学3年生へのおさそい ウィンタースクールで ホップ・ステップ・ジャンプ!!

今年も、中学3年生を対象に、受験勉強の対策として“自習室”を提供します。静かな部屋で指導員の先生と一緒に、勉強に集中して実力アップを目指しましょう!!

<福崎西中学校区>文化センター

10月26日(土)・11月9日(土)・12月7日(土)

12月21日(土)・1月11日(土)・1月25日(土)

<福崎東中学校区>サルビア会館

10月19日(土)・11月2日(土)・11月16日(土)

12月14日(土)・1月18日(土)・2月1日(土)

<西・東中学合同>

2月8日(土)・2月29日(土)…サルビア会館

2月15日(土)・3月7日(土)…文化センター

*時間は9:00から11:30までです。

*参加希望の方は、文化センターにお申し込みください。(随時募集)

申し込み・問い合わせ先

ウィンタースクール事務局

(文化センター ☎22-3755)



令和2(2020)年 成人式のご案内

と き 令和2(2020)年1月13日(月・祝)
9:45～(受付9:15～)

ところ 文化センター

対象者 平成11(1999)年4月2日から
平成12(2000)年4月1日生まれの人

今年も成人式実行委員会のみなさんによる企画等を取り入れ、実り多き成人の日となるよう計画します。お誘い合わせのうえ、ご出席ください。

◆福崎町に住民票がある対象者には、12月にハガキでご案内します。

◆学校や勤務の都合で今は福崎町に住所がない人も、成人式をふるさとで迎えることができます。社会教育課までご連絡ください。

応募・問い合わせ先

福崎町教育委員会 社会教育課 成人式担当
〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116番地の1
☎22-0560(内線256) FAX:22-0630
E-mail:syakai@town.fukusaki.lg.jp

「感謝」「励まし」の手紙を募集します

成人という節目に、普段なかなか言葉にできない想いを手紙にして大切な人に伝えてみませんか?

手紙は教育委員会で事前にお預かりし、新成人、家族や友人、地域の皆さんへお届けします。

■募集内容

- ①新成人から家族や友人、地域の方への手紙
- ②家族や特に関係の深い方から新成人への手紙

■応募書式 自由作文

手紙本文以外に、手紙を贈る人との関係などについて、簡潔に記入してください。

(例:おばからめい(成人)への手紙など)

■応募締切 11月29日(金)

■応募方法 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、生年月日、手紙の贈り先の氏名、住所を記入し、下記の応募先へ直接持参・郵送・E-mail・FAXのいずれかの方法で応募してください。



にこにこひろばで作って遊ぼう!

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30~11:00の都合のよい時間におこしく下さい。
場所 にこにこひろば
対象 就学前の子どもとその保護者・先着30人

- ☆10月の製作『ペットボトルのどんぐり落とし』
10月17日(木) 製作時間:約15分
- ☆11月の製作『クリスマスリース』
11月21日(木) 製作時間:約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ。

まつぼっくりのクリスマスツリーを作ろう



にこにこひろばでお子さんを遊ばせながら、作ってみませんか?
日時 11月12日(火)・13日(水) 10:00~11:30
場所 にこにこひろば
対象 就園前の子どもとその保護者
定員 各日とも15組
申込先 にこにこひろば ※10/9(水)から受付
材料費 50円(申込時に集金します)

子育て学習講座

オータムコンサート

乳幼児が楽しめる、うたとピアノのコンサートです。みなさんぜひお越しください。
日時 11月20日(水) 10:00~11:00 (受付9:45~)
場所 エルデホール メインホール
出演 すけっちぶっく
※問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。

『あそびのひろば』

おんがくあそびの会【ドレミ】
10月10日(木)・11月14日(木) 10:00~11:00
八千種研修センター

絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】
11月7日(木) 10:00~10:40
文化センター 2階 和室

※問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。



親子で楽しむ わらべうた遊び

昔から伝わるわらべうた遊びは、心と心をつなぐ触れ合い遊びです。横山先生の心地よい歌声に包まれながら、親子でゆったりと楽しみましょう。
日時 11月11日(月) 10:00~11:30
場所 おひさまらんど
講師 横山優子さん
対象 就園前の子どもとその保護者
定員 15組(先着順)
申込先 おひさまらんど ※10/10(木)から受付
※動きやすい服装でお越しください。



第2回すきっぷひろばがはじまります

| 日程 | 実施場所 | 日程 | 実施場所 |
|----------|---------------------|----------|---------|
| 10/9(水) | 保健センター | 11/1(金) | 八反田公民館 |
| 10/15(火) | 八千種研修センター | 11/5(火) | 辻川公民館 |
| 10/18(金) | 西光寺公民館 (ミニデイと交流) | 11/8(金) | 福崎町立図書館 |
| | | 11/15(金) | 八千種幼稚園 |
| 10/25(金) | 新町公民館 (ミニデイと交流) | 11/18(月) | 山崎公民館 |
| | | 11/25(月) | 田尻公民館 |
| 10/28(月) | 中島公民館 | 11/28(木) | 文化センター |

※時間 10:00~11:00

※どこの会場でも参加できます(申込不要)

個別相談

10月15日(火)・11月19日(火) (1日3組まで)
場所:文化センター 2階 和室
個別相談員:大内和恵

申込は下記の3施設で受付します

- ★おひさまらんど、にこにこひろばでは、幼稚園園庭でも遊べます。(受付必要。)
- ★定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。
- ★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)
火~金曜日 9:00~16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)
月~金曜日 9:00~17:00
土曜日 9:00~12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)
月~木曜日 9:00~16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp